

健康推進課の報告事項

1.不育症治療費等補助事業

不育症の治療を支援するため、検査や治療に係る費用に対して、費用の一部を補助します。

- ・対象：流産・死産2回以上繰り返しているかたで医療機関において、不育症と診断され、不育症検査・治療を受けられている市民
- ・内容：医療機関において受けた保険適用・保険適用外の不育症の検査及び保険適用内の治療に要した自己負担額のうちの一部を補助。
1回の検査・治療につき15万円を限度として3回

※1回の検査・治療とは、不育症の治療又は検査を開始した日から出産（流産・死産を含む）等で治療が終了するまでをいう。

2.産婦配食サービス事業

産婦の身体的、経済的負担の軽減を図るため、産後1か月未満の産婦に対し配食サービスを開始します。

- ・対象：産後1か月未満の産婦で希望者
- ・内容：1食あたり250円を上限として費用の一部を助成

3.予防接種

5種混合予防接種

- ・対象：4月から初回接種を開始する生後2か月～7歳6か月未満児
- ・内容：従来4種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ）にヒブを加えたワクチン